

# イギリス近代国家形成過程における 国籍法制の展開 (二) ——国籍関係制定法を題材に——

柳 井 健 一

- 一 はじめに
- 二 予備的考察
  - 二-① 本稿の射程
  - 二-② 成立期におけるイギリス国籍制度概観
- 三 国籍関係制定法の展開
  - 三-① スチュアート朝期における国籍関係制定法 (以上47巻6号)
  - 三-② ハノウヴァ朝期における国籍関係制定法 (以上本号)
- 四 国籍関係制定法の分析および検討
- 五 むすびにかえて

## 三-②ハノウヴァ朝期における国籍関係制定法

[13] 1 Geo. I, Stat. 2, c. 4. (1714)

王位をさらに限定し、臣民の権利と自由をよりよく保障するための法律との表題を付された、ウィリアム三世治世第十二年に制定された法律について説明するための法律

*An act to explain the act made in the twelfth year of the reign of King William the Third, intituled, An act for the further limitation of the crown, and better securing the rights and liberties of the subject.*

王位継承法〔前出 [6]〕第三条が、出生による臣民は享有可能であるところの諸権利を、伝来による臣民に対しては否定する旨の規定を設けていたことについては前述したとおりである。本法は、第一に王位継承法における当

該規定の解釈をめぐる疑義を明らかにするとともに、第二に当該規定の趣旨に一層の実効性を持たせることを目的として制定されたものである。

第一の点についていえば、王位継承法〔前出〔6〕〕において規定されている所定の無能力は、ウィリアム三世の王位への就任の時点で、あるいはそれ以前に帰化した者に対してまで効力を及ぼすものではない旨が明示的に確認されている。

第二の点については、爾後帰化する者は何人についても、帰化のための法律案中に、その者は「当該帰化により枢密顧問官、両院議員、または文官たると武官たるとを問わず責任ある官職もしくは地位につき得ず、また、彼自身または彼の受託者が、国王から土地、保有産、相続産の権利賦与を受けることはできない。」との規定を設けなければならないこと、また爾後両院は、そのような規定を欠く帰化法律案を受理することはできないこと、が規定されている。権利保有に係る当該制限は、既に指摘したように、国王を外国から迎えるという特殊な政治的状況のもとで王位継承法〔前出〔6〕〕に挿入された規定であった。本法は、当該規定を確認し、それをより確実にすることを目的としているわけである。ここでは、それが、ハノウヴァ朝の成立と同時に制定されているという事実が注目される。つまり本法制定の要因も、王位継承法〔前出〔6〕〕の制定時と同様に、外国から国王を迎えたという事情であったものと思われるからである。

なお、この第二点目に関しては、一定の場合、とりわけ王室関係者の婚姻の際におこなわれる帰化に際して、以下のような手法により当該制限を回避することが可能であった。それは、後に具体的に示すように、まず特定の者を名宛人として帰化による臣民の無能力についての規定を設けない個別法律案を可能とするような一般法律を制定し、それにしたがって個別法律案による帰化をおこなうという方法である<sup>1)</sup>。なお、当該条項は、最終的には一八四

1) このような手法について、詳しくは、拙稿「成立期イギリス国籍法における『帰化』制度についての憲法史的考察」『早稲田大学大学院法研論集』第八二号（一九九七年）の註（36）および、J. Mervin Jones, *British Nationality Law and Practice* (Oxford, 1947) p. 78. を参照。

四年外国人法<sup>2)</sup>により廃止されることとなった。

[14] 5 Geo. I, c.27. (1718)

グレートブリテンにおける製造業の技術者を唆して外国へ連れ出すことから生じる不都合を予防する法律

*An act to prevent the inconveniencies arising from seducing artificers in the manufactures of Great Britain into foreign parts.*

本法は、その表題が示すとおり、毛織物、金属業、時計製造等に従事する技術者や製造業者の国外流出を防止することを目的として制定された法律である。

当該制定法中、国籍に関する規定を置いているのは第三条である。それによれば、これらの産業に関わる技術者もしくは製造業者で、一七一九年五月五日以降に国外に出て、いずれかの外国でこれらの貿易や製造業に従事したり、これらを外国人に教授したり、あるいはこれらの行為に関して当局の警告が発せられた後六ヶ月を経ても帰国しない者等については、爾後所定の財産上の権利の保有が否定され、あるいは剥奪されるとともに、外国人として見なされ、取扱われ、国王による保護の外に置かれることとなる旨が規定されている。

[15] 4 Geo. II, c.21. (1731)

故アン女王陛下治世第七年に制定された、外国人である新教徒を帰化させるための法律中の、イングランドもしくはグレートブリテン国王の出生による臣民の子に関する一条項について説明するための法律

*An act to explain a clause in an act made in the seventh year of the reign of her late majesty Queen Anne, For naturalizing foreign protestants,*

---

2) 7 & 8 Vict, c.66 (Aliens).

*which relates to the children of the natural-born subjects of the crown of England, or of Great Britain.*

本法は、その表題が示す通り、7 Anne, c.5. [前出 [10]] の諸規定中、10 Anne, c.5. [前出 [12]] による廃止を免れた条項について、第一に「当該制定法中、出生による臣民の子供に関して説明された条項の説明のため」、そして、第二に「それについての真の意図と意味に関わる何らかの論争を防止するため」制定されたものである。具体的には、本法第一条は、以下のような規定を設けている。「イングランドもしくはグレートブリテンの王冠の Ligeance 外において出生した、もしくはこれから出生するすべての子で、その父親が当該子の出生の時点でイングランドもしくはグレートブリテン王冠の出生による臣民であったか、臣民である場合には、前記故女王治世第七年の法律中で説明された条項<sup>3)</sup>、および本法の効力により、すべての目的、解釈およびあらゆる効果においても、グレートブリテン王冠の出生による臣民と判断され、解されるとともに、そのようなすべての子は、爾後グレートブリテン王冠の出生による臣民であると宣言される」。

ただし、この点に関連して、本法第二条は、領土外において出生した子の父親が、出生時に私権剥奪を受けていたり、反逆罪に問われていた場合、もしくは国王の敵に現実に奉仕していた場合等については、当該規定の効力は認められない旨を規定している。

本法制定の意義としては、以下の二点が指摘されている<sup>4)</sup>。第一に領土外において出生した子が国籍を取得するための要件が明示的に示されたことである。すなわち、従来領土外において出生した子が国籍を取得するためには、

3) すなわち、7 Anne, c.5. 第三条の「女王陛下、その法定相続人および後継者の Ligeance の外において出生したすべての出生による臣民の子は、すべての目的、解釈、およびいかなる効果においても、本王国の出生による臣民と見なされ、裁判され、取扱われるものとする」との規定である。

4) C. Parry, *Nationality and Citizenship Laws of The Commonwealth and of The Republic of Ireland* (London, 1957) p. 61.

その両親ともが臣民である必要があるのか、あるいは父親のみでよいのかという点が必ずしもはっきりしていなかったのが、「出生による臣民たる父親の子が、出生による臣民と見なされる旨が規定された」<sup>5)</sup>という点である。第二に「当該両親が『この王国』〔すなわちイングランド—筆者註〕の出生による臣民でなければならないことにかわって、当該父親が『イングランドもしくはグレートブリテンの王冠』の出生による臣民であればよい」<sup>6)</sup>ことが規定されたことである。

最後に、本法第三条は、第二条において規定の対象外とされた、出生の時点でその父親が私権の剥奪を受けていたり、反逆罪に問われていた者について、所定の要件が満たされる場合には、出生による臣民とする旨の規定を置いている。

[16-1] 7 Geo. II, c. 3. (1734)

オレンジ公殿下を帰化させるための法律案を今会期の国会に提出するための法律

*An act for exhibiting a bill in this present parliament, for naturalizing his highness the prince of Orange.*

王位継承法〔前出6〕第三条および1 Geo. I, Stat. 2, c. 4.〔前出13〕が、伝来による臣民に対して一定の権利の保有を否定していたこと、さらに後者は権利保有に関する所定の文言を欠く法案を両議院は受領してはならない旨を規定していたこと、そこでそれを回避するための手段として、まず帰化による臣民の無能力についての規定を置かない個別法律案の提出を可能とするような一般法律を制定し、それにしたがって個別法律案による帰化をおこなうという方法が存在したことについては前述した。本法は、そのような方法

5) *Ibid.*

6) *Ibid.*

が具体的に取りられた一事例であり、ジョージ二世の王女の配偶者となるオレンジ公のための帰化法案について、1 Geo. I, Stat. 2, c. 4. [前出13] 所定の文言を帰化法案中へ挿入すること、および7 Jac. I, c. 2. [前出 [1]] が要求している聖餐式の受領、法案が第二読会にかけられる以前の宣誓について、各々免除する旨を規定している。なお、本法および次の法律 [後出 [16-2]] の冒頭には、いずれも当該婚姻が、ヨーロッパにおけるプロテスタントの利益の強化に役立つ旨の記述がある。

[16-2] 7 Geo. II, c. 4. (1734)

至尊なるオレンジおよびナサウ公、ウィリアム・チャールズ・ヘンリー・フリソ殿下を帰化させるための法律

*An act for naturalizing the most serene prince William Charles Henry Friso, prince of Orange and Nassau.*

本法は、前出 [16-1] による手続を経た後、ジョージ二世の王女の配偶者となるオレンジおよびナサウ公ウィリアム・チャールズ・ヘンリー・フリソを、同公がこの王国において出生した完全なる出生による臣民であるかのごとくに、帰化させる旨規定している。

[17-1] 9 Geo. II, c. 24. (1736)

皇太子妃殿下を帰化させるための法律案を、今会期の国会に提出するための法律

*An act for exhibiting a bill in this present parliament for naturalizing her royal highness the princess of Wales.*

本法は、皇太子の婚姻に際して、ザックス・ゴータ家出身の外国人である皇太子妃のための帰化法案に関して、直前の場合 [前出 [16-1]] と同様に、1 Geo. I, Stat. 2, c. 4 [前出13] により帰化法案の提出に際して課せられてい

る要件を免除することを認める旨を規定している。なお、本法および次の法律〔後出 [17-2]〕の冒頭には、いずれも当該婚姻がプロテスタントの利益の強化および保護に役立つこと、および皇太子妃の生家であるザックス・ゴータ家が一貫してプロテスタント宗派を擁護してきたことが記されている。

[17-2] 9 Geo. II, c.28. (1736)

皇太子妃殿下を帰化させるための法律

*An act for naturalizing her royal highness the princess of Wales.*

本法は、前の法律〔前出 [17-1]〕による規定を受けて、皇太子妃を、同妃がこの王国において出生した完全なる出生による臣民であるかのごとくに、帰化させる旨を規定している。

[18] 13 Geo. I, c.3. (1740)

陛下の戦艦に勤務し、商船、他の貿易船および私略船に乗船する海員および船員をよりよく補充するための法律

*An act for the better supply of mariners and seamen to serve in his Majesty's ships of war, and on board merchant ships, and other trading ships, and privateers.*

本法の制定の目的は、その表題に記されたとおりである。その社会・歴史的背景について、本法は、その冒頭において今回の戦争および今後起こりうる戦争の遂行およびその期間中の貿易の維持がその目的である旨を述べている。このことから、本法制定の目的は、直接的には、この時期のいわゆる「ジェンキンスの耳の戦争」に際して、これら表題に掲げられた人材をリクルートすることにあつたということが窺われる。

国籍制度に関わる規定としては、本法第二条が「本グレートブリテン王国に所属する諸船舶へ、外国人海員および船員が到来すること、および乗組む

ことをよりよく奨励するため」、当該目的に関して、国王の戦艦、もしくは同王国に所属する商船あるいは貿易船、もしくは私略船等に、一七三九年一月一日以降、戦争の期間中に二年間誠実に乗り組んだ者については、当該事実を以って、あらゆる意図および目的に関して、グレートブリテン王国の陛下の出生による臣民と見なされ、処遇されるとともに、当該外国人である海員もしくは船員が陛下の出生による臣民であったならば保有し、享有していたはずのすべての諸特権、諸権限、諸権利および諸資格を保有し享有するものとしている。

第三条は、前記のように王位継承法〔前出〔6〕〕および1 Geo. I, Stat. 2, c. 4.〔前出〔13〕〕に設けられた権利の保有についての一定の制限を置いている。すなわち、本法の規定により帰化した者については、「枢密顧問官、両院議員、または文官たると武官たるとを問わず責任ある官職もしくは地位につき得ず、また、彼自身または彼の受託者が、国王から土地、保有産、相続産の権利賦与を受けることはできない」ことが明示的に規定されている。

最後に、第四条は、将来において生じうる戦争に際して、もし国王が必要であると考えられる場合には、布令により本法を復活させることができるものとし、その場合「本法およびそこに含まれるすべての事項は、完全に効力を有するものとみなされ、また当該戦争の期間中、そしてそれを越えない期間継続する」としている。

[19] 13 Geo. II, c. 7. (1740)

外国人である新教徒およびその他条文中で述べられた者で、何処であれアメリカにおける陛下の植民地に移住し、もしくは移住しようとする者を帰化させるための法律

*An act for naturalizing such foreign protestants, and others therein mentioned, as are settled or shall settle, in any of his Majesty's colonies in America.*



本法は、「人口の増加は、国富および国力を増進する手段であるがゆえに、また多くの外国人や異邦人が、われわれ慈悲深い統治、宗教の清廉、法制度がもつ利益、貿易の利点、財産の安全性のゆえに、この王国の出生による臣民が享有している利益や権利の共有者とされたならば、いずれかのアメリカにおける陛下の植民地に到来し、移住することを望むものと思われるがゆえに」、制定されたものである。この点、7 Anne, c.5 [前出 [10]] の制定理由との類似性が見られる。

当該立法目的を果たすべく、本法第一条は、一七四〇年六月一日以降、アメリカにおける陛下のいずれかの植民地に七年間以上居住し、その間に継続して二ヶ月以上その地を離れなかった出生による外国人は、「国王の身体および政府の一層の安全、およびプロテスタントである故ソフィア王女の法定相続人への王位の継承のための、そして、皇太子僭称者およびその公然たるまたは隠れた煽動者たちの希望を失わせるための法律」<sup>7)</sup> 所定の宣誓および宣言をおこなうことで、またクェーカー教徒については「クェーカー教徒と呼ばれる人びとについて、その多くがおかれている諸困難を除去しうるような、確約もしくは宣言の様式を認めるための法律」<sup>8)</sup>、および「陛下の新教徒たる臣民を、いくつかの諸法律が定める処罰から免除するための法律」<sup>9)</sup>において各々定められた手続を踏むことで、出生による臣民と見なされる旨を規定している。なお、当該手続は、帰化を希望する者の居住地の首席裁判官もしくは植民地の裁判官の面前にて、さらに公開の法廷においておこなわれるものとされている他、加えて植民地長官事務所 (Secretary's office of the Colonies) においてもおこないうるものとされている。なお、本法が定める帰化手続を執行した各植民地の裁判官および植民地長官 (Secretary of the Colony) は、当該事実を記録しなければならないとされている。

また、第二条は、クェーカー教徒およびユダヤ教徒を除き、本法により帰

7) 1 Geo. I, Stat. 2, c. 13.

8) 8 Geo. I, c. 6.

9) 1 Will & Mary, Sess. I, c. 18.

化する者は、前条において定められた手続に先立つ三ヶ月以内に、グレートブリテン王国もしくはアメリカ植民地における、プロテスタントもしくは宗教改革派における聖餐式を受領していなければならず、また前条が定める宣誓および宣言に際しては、当該受領の事実についての証明を提出しなければならないと規定している。

第三条は、ユダヤ教徒に対して、所定の宣誓手続からキリスト教徒としての信仰にかかわる文言を除外することを認めている。これは、いうまでもなく本法による帰化手続の恩恵を、ユダヤ教徒も享受できるように便宜を図るための規定である。

さらに第五条は、一七四〇年六月一日以降毎年末に、本法により帰化した者の氏名についての真実にして完全な一覧を、ロンドンもしくはウェストミンスターの貿易およびプランテーション長官事務所 (office of the Commissioners for Trade and Plantations) に報告することを、各植民地長官に対して義務付けている。この点から、イギリス本国が、植民地における帰化者について正確に把握する意図を明示的に示しているという事実が推測される。

最後に、第六条は、帰化による臣民の権利保有に関して、王位継承法〔前出 [6]〕以下における一連のものと同様の制限規定を設けている。ただし、本法および 2 Geo. III, c. 25.〔後出 [26]〕における当該部分の文言の解釈をめぐって、後日疑義が生ずることとなり、その点について 13 Geo. III, c. 25.〔後出 [29]〕の制定による問題の解決が図られることとなった。

[20] 20 Geo II, c. 44. (1747)

外国人である新教徒およびその他条文中で述べられた者で、何処であれアメリカにおける陛下の植民地に移住し、もしくは移住しようとする者を帰化させるための法律との表題を付された、現国王陛下治世第十三年に制定された法律中の諸条項を、良心上の理由から宣誓をためらうその他の外国人新教徒にまで拡大する法律

*An act to extend the provisions of an act made in the thirteenth year of his present Majesty's reign, intituled, An act for naturalizing such foreign protestants, and others therein mentioned, as are settled, or shall settle in any of his Majesty's colonies in America, to other foreign protestants who conscientiously scruple the taking of an oath.*

本法は、その表題が示すとおり、アメリカ植民地における帰化について定めた13 Geo. II, c.7.〔前出 [19]〕の対象となる範囲を拡大することを目的として制定されたものである。

本法の規定によれば、「非クェーカー教徒で、モラビア兄弟団と呼ばれる宗派やその他の外国人新教徒など、良心上の理由から宣誓をためらう多くの人びとがアメリカに移住して」いる。これらの人びとは13 Geo. II, c.7.〔前出 [19]〕による帰化の恩恵を受けることができないが、かれらを帰化させことで「当該〔アメリカ〕植民地は発展し、その力は増大し、その貿易は拡大する」という点が、本法制定の理由として述べられている。

このような目的から、本法第一条は、一七四七年一二月二五日以降、アメリカにおける陛下のいずれかの植民地に七年以上居住し、その間継続して二ヶ月以上その地を離れなかった者で、良心上の理由から宣誓をためらう外国人たる新教徒については、「クェーカー教徒と呼ばれる人びとについて、その多くがおかれている諸困難を除去しうるような、確約もしくは宣言の様式を認めるための法律」<sup>10)</sup>、および「陛下の新教徒たる臣民を、いくつかの諸法律が定める処罰から免除するための法律」<sup>11)</sup>所定の手続をおこなうことで、出生による臣民と見なす旨が規定されている。また帰化者の氏名の記録および本国への当該氏名の一覧の報告については、前法と同様の規定が設けられている。また第二条は、帰化をおこなう者はそれに先立つ三ヶ月の間に、アメリ

10) 8 Geo. I, c.6.

11) 1 Will & Mary, Sess. I, c.18.

カ植民地におけるプロテスタントもしくは宗教改革派における聖餐式を受領すること、帰化手続に際しては当該受領の事実についての証明書を提出することを義務付けている。また、第五条は出生によらない臣民の権利保有に関して、前記王位継承法〔前出 [6]〕以下におけるものと同様の制限規定を設けている。

[21] 22 Geo. II, c. 45. (1749)

捕鯨をさらに奨励、拡大し、およびそれに関して条文中で言及された諸法の継続のため、そして当該漁業のために儀装される船舶に、条文中で言及された期間乗り組もうとする外国人新教徒を帰化させるための法律

*An act for the further encouragement and enlargement of the whale fishery, and for continuing such laws as are therein mentioned relating thereto ; and for the naturalization of such foreign protestants, as shall serve for the time therein mentioned, on board such ships as shall be fitted out for the said fishery.*

前文によれば、本法制定の目的は捕鯨の経営および発展であり、その奨励のための諸措置が講じられることとなる。

本法は、第八条以下に国籍に関わる規定を置いている。第八条によれば、まず「新教徒である外国人が、当該漁〔捕鯨〕に従事するために臣民によって儀装された船舶に乗り組もうとすることを奨励する」ことが本条の目的として掲げられている。そのために、「捕鯨の一層の奨励のための法律」<sup>12)</sup>もしくは本法の規定に従って儀装された捕鯨船に三年間乗組み、捕鯨に従事した者で、本法が定める裁判所において、「国王の身体および政府の一層の安全、およびプロテスタントである故ソフィア王女の法定相続人への王位の継承のための、そして、皇太子僭称者およびその公然たるまたは隠れた煽動者たち

12) 6 Geo. II, c. 33.

の希望を失わせるための法律」<sup>13)</sup>所定の様式に従って宣誓および宣言をおこなったすべての新教徒たる外国人は、あらゆる点について本王国における出生による臣民と見なされる旨が規定されている。

第九条は、本法にしたがって帰化手続をおこなう者は、それに先立つ三ヶ月の間に陛下の領土におけるプロテスタントもしくは改革派における聖餐式を受領しなければならず、また帰化手続に際しては当該受領についての証明書を提出しなければならない旨を規定している。

さらに第一〇条は、帰化による臣民の権利保有に関して、王位継承法〔前出 [6]〕以下における一連の法律と同様の制限規定を設けている。

なお第一二条は、本法のもとで帰化した者が、グレートブリテンまたはアイルランドもしくはアメリカにおける陛下の植民地を、継続して十二ヶ月以上離れた場合には、あらゆる目的に関して本法による利益を失うものとしている<sup>14)</sup>。

[22] 25 Geo. II, c. 39. (1752)

陛下の出生による臣民について、その父もしくは母が外国人であることに関わりなく、直系でも傍系でも、その被相続人の遺産を、相続することを可能とする法律との表題を付された、故ウィリアム三世陛下治世第十一および十二年に制定、可決された法律に関して生じうる疑いを取り除くための法律

*An act to obviate doubts that may arise upon an act made and passed in the eleventh and twelfth years of the reign of his late majesty King William the Third, intituled, An act to enable his Majesty's natural born subjects to inherit the estate of their ancestors, either lineal or collateral, notwithstanding their father or mother were aliens.*

13) 1 Geo. I, Stat. 2, c. 13.

14) 本法については、Tomlins's, *Statutes at Large*, Vol. 5, p. 651. 中には表題が置かれているのみで、条文の記載はない。

本法は、表題が示すとおり、11 & 12 Will. III, c. 6. [前出 [5]] の文言の解釈について生じうる疑義を取り除くための法律である。具体的には、当該法律の規定によっては相続が認められない事例について、また被相続人が娘のみであったが、後に息子が出生したか、あるいはその他の娘が出生した場合の取扱い等について相続に関わる技術的な説明がおこなわれている。

[23] 26 Geo. II, c. 26. (1753).

ユダヤ教を信仰する者が議会によって帰化することを認めるとともに、条文中で述べられたその他の目的について規定するための法律

*An act to permit persons professing the Jewish religion to be naturalized by parliament ; and for other purposes therein mentioned.*

帰化に際しての手続を規定する 7 Jac. I, c. 2. [前出 [1]] は、当該手続の一部として聖餐式の受領をその要件としており、その結果としてユダヤ教徒の帰化を阻止するという機能を果たしていたという事実については、先に指摘した通りである。一方、アメリカ植民地における帰化手続について規定する 13 Geo. II, c. 7. [前出 [19]] は、ユダヤ教徒の便宜を考え、あるいは植民地経営についての政策上の判断から、特別の帰化手続を用意し、ユダヤ教徒でも帰化をおこなうことを可能とする規定を置いていた。本法前文は、この二つの事実を制定の理由として提示している。このように、本法は以上のような経緯に鑑み、本国においてもユダヤ教徒の便宜を図るために制定されたものであり、当該目的を果たすために、ユダヤ教徒については、その帰化に際して聖餐式の受領を要件として課さないことを定めている。

第二条は、王位継承法における伝来による臣民に対する権利の保有についての制限規定を帰化法案中に挿入すべきことを定めている 1 Geo. II, Stat. 2, c. 4 [前出 [13]] の規定について改めて確認している。

また第三条では、本法による帰化のためには、帰化希望者は手続開始の三年以上前からグレートブリテンもしくはアイルランドに居住し、その間三ヶ

月以上継続してその地を離れないことが要件として課せられており、帰化法案の提出に際しては、当該事実を二名の信用性を有する証人によって証明することも併せて求められている。

同じく第四条も、本法による帰化に際しては、当該帰化希望者が、ユダヤ教を信仰しており、また三年以上前からユダヤ教を信仰していたことを同様の証人によって証明しなければならないものとしている。

本法は、すぐ後に述べるように制定後一年で廃止されることとなったが、この間に本法のもとで帰化した者は一人もいなかったとのことである<sup>15)</sup>。

[24] 27 Geo. II, c.1. (1754)

ユダヤ教を信仰する者が議会によって帰化することを認めるとともに、条文中で述べられたその他の目的について規定するための法律との表題を付された、陛下治世第二十六年の法律を廃止する法律

*An act to repeal an act of the twenty sixth Year of his Majesty's reign, intituled, An act to permit persons professing the Jewish religion to be naturalized by parliament ; and for other purposes therein mentioned.*

本法は、ユダヤ人の帰化について規定していた26 Geo. II, c.26. [前出 [23]]を廃止するために制定されたものである。ここでは、ユダヤ人帰化法の制定により、臣民が不平を抱き、世情が不穏になっていることに鑑み<sup>16)</sup>、同法を完全に廃止する旨が規定されている

[25] 29 Geo. II, c.5. (1756)

---

15) T.W. Perry. *Public opinion, propaganda, and politics in eighteenth-century England : a study of the Jew Bill of 1753* (Cambridge, Mass., 1962) p.2. 本書は、このユダヤ人帰化法の制定から廃止に至るまでの経緯を、当時の政治・社会情勢と関わらせながら詳細に検討している。

16) この間の社会的騒擾については、*ibid.*, pp.72-122. が詳しい。

外国において将校もしくは工兵として服務したことの一定の数の外国人である新教徒に対して、アメリカにおいてのみ、一定の制限と条件のもとで、将校もしくは工兵として行動し、位するための任命書を陛下が賦与することを可能とする法律

*An act to enable his Majesty to grant commissions to a certain number of foreign protestants who have served abroad as officers or engineers, to act and rank as officers or engineers, in America only, under certain restrictions and qualifications.*

本法の前文によれば、13 Geo. II, c.7. [前出 [19]] の制定によって、多くの外国人である新教徒が、アメリカに移住することとなったが、メリーランドおよびペンシルヴェニアについては、住民に占めるクェーカー教徒の数が非常に多いために、これらの地域の防衛に支障をきたす恐れがあり、そのため同地に連隊を配置することが提案された。本法は、そのために将校もしくは工兵としての軍務の経験を有する外国人新教徒が、当該連隊において服務することを可能とするための法律である。具体的には、すべての新教徒たる外国人は、陛下、陛下の法定相続人、もしくは陛下の承継人から任命書を受領し、「国王の身体および政府の一層の安全、およびプロテスタントである故ソフィア王女の法定相続人への王位の継承のための、そして、皇太子僭称者およびその公然たるまたは隠れた煽動者たちの希望を失わせるための法律」<sup>17)</sup> 所定の宣誓および宣言を、いずれかの陛下のアメリカ植民地においておこない、その時に併せて、13 Geo. II, c.7. [前出 [19]] 所定の証明書、すなわち聖餐式をそれに先立つ六ヶ月以内にグレートブリテン王国もしくはアメリカ植民地におけるプロテスタントか宗教改革派において受領した事実についての証明書を提出することで、アメリカにおいてのみ、将校もしくは工兵として服務することが可能とされている。なお第二条から第四条においては

17) 1 Geo I, Stat. 2, c. 13.



これらの外国人新教徒によって構成される連隊の編成についての規定がおかれている。

厳密に言えば本法は必ずしも国籍関係立法とは言い切れない。とはいえ、以上の検討からも明らかなように、その制定の目的はその他のアメリカ植民地を対象とした国籍関係制定法との共通性を有しており、さらに、本法が規定する服務希望者の任命に際しての手續と要件は、その他の帰化立法とほぼ共通している。また同時に、本法は次に取り上げる帰化立法 2 Geo. III, c. 25.

〔後出 [26]〕が制定される前提ともなっている。これらの点に鑑み、ここでは本法を国籍関係立法に準ずるものとして、検討の対象とした。

[26] 2 Geo. III, c. 25. (1761)

条文中で述べられた期間、陛下の王立アメリカ連隊の将校もしくは兵士として、またはアメリカにおいて工兵として服務した、もしくは服務しようとする外国人である新教徒を帰化させるための法律

*An act for naturalizing such foreign protestants as have served, or shall serve for the time therein mentioned, as officers or soldiers in his Majesty's royal American regiment, or as engineers in America.*

本法前文は、以下の二点をその制定の契機として挙げている。その第一は、アメリカにおける外国人新教徒の帰化のために制定された 13 Geo. II, c. 7.

〔前出 [19]〕の存在である。その第二は、29 Geo. II, c. 5. 〔前出 [25]〕のもとで任命された者たちが示した顕著な功績、およびそのなかの複数の者が、アメリカにおいて不動産を購入していたという事実である。そのうえで、これら将校や兵士の労に報いること、またこれらの者の今後の服務を奨励するため、さらにはアメリカへの移住者の軍隊における服務についての動機づけとなることを目的として本法は制定されている。

このような目的に資するべく、すべての外国人新教徒で、王立アメリカ連隊において将校もしくは兵士として、あるいはアメリカにおいて工兵として、

二年以上服務した者、もしくは今後服務する者については、「国王の身体および政府の一層の安全、およびプロテスタントである故ソフィア王女の法定相続人への王位の継承のための、そして、皇太子僭称者およびその公然たるまたは隠れた煽動者たちの希望を失わせるための法律」<sup>18)</sup>所定の宣誓および宣言をおこない、その時に併せて13Geo. II c.7. [前出 [19]] 所定の証明書、すなわち聖餐式をそれに先立つ六ヶ月以内にグレートブリテン王国かもしくはアメリカ植民地におけるプロテスタントか宗教改革派において受領した事実についての証明書を提出することで、あらゆる点で出生による臣民と見なされる旨が規定されている。さらに、29Geo. II, c.5. [前出 [25]] の制定以後に、いずれかの陛下のアメリカ植民地においてこれらの者により購入された不動産の所有について、国王による没収をおこなわないことも併せて規定されている。

また、本法でも第三条において王位継承法 [前出 [6]] 以来の権利保有に関する制限規定が設けられているが、この条文の解釈が13Geo. II, c.7 [前出 [19]] における同様の条項とともに、後に問題となり、それについて13Geo. III, c.25 [後出 [29]] の制定による問題の解決が図られることになったことは、前述のとおりである。

[27-1] 4 Geo. III, c.4. (1764)

ブラウンシュイク・リュネブルク公殿下を帰化させるための法律案を今会期の国会に提出するための法律

*An act for exhibiting a bill in this present parliament, for naturalizing his highness the hereditary prince of Brunswick Lunenburg.*

本法は、既出の王室関係者の場合と同様に、ジョージ三世の姉アウグスタ王女の配偶者となるブラウンシュイク・リュネブルク公を帰化させるに

18) 1 Geo I, Stat.2, c.13.

際して制定されたものである。具体的には7 Jac. I, c.2. [前出 [1]] 所定の宣誓および宣言, 1 Geo. I, Stat.2, c.4. [前出 [13]] において確認された, 帰化による臣民に対する権利保有について制限する規定を, 本法の対象者については免除する旨を規定している。また, 本法および次の法律 [27-2] の冒頭には, いずれも当該婚姻がヨーロッパにおけるプロテスタント利益の強化に役立つ旨の記述がある。

[27-2] 4 Geo. III, c. 5. (1764)

ブラウンシュイク・リューネブルク公チャールズ・ウィリアム・フェルディナンド殿下を帰化させるための法律

*An act for naturalizing his highness, Charles William Ferdinand, hereditary prince of Brunswick Lunenburg.*

本法は, 前の法律 [前出 [27-1]] による制限の免除を受けて, ブラウンシュイク・リューネブルク公チャールズ・ウィリアム・フェルディナンドを, この王国における出生による臣民であるかの如くに, 完全な形で帰化させる旨を規定している。

[28] 13 Geo. III, c.21. (1773)

故アン女王陛下治世第七年に制定された, 外国人である新教徒を帰化させるための法律中の, イングランドもしくはグレートブリテン国王の出生による臣民の子に関する一条項について説明するための法律との表題を付された, 故ジョージ二世国王陛下治世第四年に制定された法律中の諸規定を当該子の子にまで拡大する法律

*An act to extend the provisions of an act, made in the fourth year of the reign of his late majesty King George the Second, intituled, An act to explain a clause in an act, made in the seventh year of the reign of her late majesty Queen Anne, for naturalizing foreign protestants, which*

relates to the children of the natural-born subjects of the crown of *England*, or of *Great Britain*, to the children of such children.

本法は、その表題が示すとおり、4 Geo. II, c. 21. [前出 [15]] の効果に基づき出生による臣民、すなわち国王の Liegeance の外において出生したにも関わらず、その父親が出生による臣民であるがゆえに出生による臣民としての地位を認められる者を父親として、国王の Liegeance の外において出生した子についても、完全なかたちで出生による臣民として取扱うことを目的として制定された。

本法制定の理由として、前文は以下のような事実を指摘している。すなわち、数多くの出生による臣民で新教徒である者が、合法的な諸理由から、とりわけ通商への従事を理由として、国外に居住せざるをえない状況にあり、その地で婚姻をし、家族を形成していること。そして、それら臣民のみならず、その財産についても王国は利益を有すること。「それゆえ、そのような出生による臣民の子供のみならず、その子供についても、陛下の忠誠の下にあり続けるべきである」ことなどが、本法制定の理由として前文中に挙げられている。

その上で本法は、4 Geo. II, c. 21. [前出 [15]] の効力に基づいた出生による臣民である者を父親として、イングランドもしくはグレートブリテンの領土外において出生する者については、あらゆる点において出生による臣民とみなし、王位継承法 [前出 [6]] 中の権利保有に対する制限も課されない旨を規定している。

このように、本法の制定以前は、領土外において出生したにもかかわらず血統を理由として国籍を取得することは、出生による臣民の子一世代までに限られていた。それが、本法の制定により、そのような国籍の取得が二世代目まで拡大されることとなったわけである。なお、第二条から第四条においては本法の解釈に関わる技術的な説明がおこなわれている。

[29] 13 Geo. III, c. 25. (1773)

第一に、外国人である新教徒およびその他の者で、何処であれアメリカにおける陛下の植民地に移住し、もしくは移住しようとする者を帰化させるための、故国王陛下治世第十三年の法律、そして第二に、陛下の王立アメリカ連隊において将校もしくは兵士として、またはアメリカにおいて工兵として服務した、もしくは服務しようとする外国人である新教徒を帰化させるための法律との表題を付された、現国王陛下治世第二年の法律、二つの国会制定法について説明する法律

*An act to explain two acts of parliament, one of the thirteenth year of the reign of his late Majesty, for naturalizing such foreign protestants, and others, as are settled, or shall settle, in any of his Majesty's colonies in America; and the other of the second year of the reign of his present Majesty, for naturalizing such foreign protestants as have served, or shall serve, as officers or soldiers in his Majesty's royal American regiment, or as engineers, in America.*

本法は、その表題が示している通り、13 Geo. II, c. 7. [前出 [19]] および 2 Geo. III, c. 25. [前出 [26]] 中の条文の解釈に関して生じた疑義を取り除くことを目的として制定された法律である。本法前文によれば、疑義の具体的な内容は以下のとおりである。ここで問題とされている両法とも、各法律のもとでの帰化による臣民に対して、王位継承法における規定およびそれ以降の諸法律を受け継ぐかたちで、一定の権利の保有について制限を課していた。疑義とは、当該制限規定により、両法律のもとでの帰化による臣民が、あらゆる点において、所定の権利の保有を否定されるのか否かというものであった<sup>19)</sup>。本法は、この点について以下のように規定することで問題の解決を

19) この点についてより具体的に述べれば、ここで問題とされたのは、ここで問題とされた二つの法のもとでの帰化による臣民が、アメリカ植民地においてもこれらの権利の保有を否定されるのか否かという点であった。

おこなった。すなわち、ここで挙げられた二つの法律の効果により帰化した者については、「グレートブリテンの国璽のもとにおいても、その他の方法によっても（グレートブリテンおよびアイルランド王国のなかでの、官職もしくは地位、土地、保有産、相続産の権利賦与を除いて）、文官たると武官たるとを問わず責任ある官職もしくは地位につき得るとともに、また、彼ないし彼ら自身または彼ないし彼らの受託者ないし受託者たちが、国王から土地、保有産、相続産の権利賦与を受けることができる」。

このように、本法は、アメリカ植民地に関する二つの帰化立法において規定された帰化による臣民について生じた、権利保有の制限をめぐる解釈上の疑義について明らかにすることを目的として制定された法律である。ただし、当該疑義が生じたのは、これら二つの法律に欠陥があったがゆえとは言いきれない。というのも、先に本法についての説明において示したように、いずれの法律もこの問題については、「何人といえども、本法の効果により、本王国の出生による臣民となった者は、グレートブリテン王国もしくはアイルランドにおいて〔下線、筆者〕、枢密顧問官、両院議員、または文官たると武官たるとを問わず責任ある官職もしくは地位につき得ず、また、前記王国において、彼自身または彼の受託者が、国王から土地、保有産、相続産の権利賦与を受けることはできない」と規定していたのであって、それゆえ、明示された領土以外の領土におけるこれらの権利の保有を認めることは解釈上可能であったと思われるからである<sup>20)</sup>。

[30] 14. Geo. III, c. 84. (1774)

帰化法案によって生じうる一定の不都合を予防する法律

*An act to prevent certain inconveniences that may happen by bills of naturalization.*

20) この点を指摘するものとして、J. H. Kettner, *The Development of American Citizenship, 1608-1870* (North Carolina, 1978) p. 77.

前文は、本法制定の背景について、以下のように述べている。「グレートブリテン国王の忠誠の外において出生した多くの人々が、貿易に従事する陛下の臣民が条約その他により有する免除および特権を、外国において利用することを目的として、またグレートブリテンに定住する意思も、またその有用な臣民となる意思ももたないままに、[グレートブリテンに]帰化した人びとが元来帰属していた国の貿易を振興するために当該免除および特権を適用するために、帰化法案を取得していることが明らかになった。そのような帰化についての真の目的を悪用することを認めることは正当でも望ましくもない」。

以上のような、適切でない帰化によって生じうる不都合を予防するため、本法は爾後の帰化手続に関しては、以下の二点を要件として課す旨を規定している。第一の要件は、帰化をおこなう者がグレートブリテンもしくはその領土に、当該帰化法案が通過した国会の会期の初日から起算して、継続して二ヶ月以上離れること無しに七年間居住した後でなければ、その者は当該帰化によっても、出生による臣民が条約その他に基づいて貿易において享受し、もしくは主張する免除および特権を取得し得ない旨の条項を、帰化法案中に挿入することである。そして、このような条項無しには、何人も爾後帰化をおこないえないものとされている。また、第二点目として、いずれの議院においても、このような条項を欠く帰化法案が受領されるべきではないことが規定されている。

以上の点から、「この法律の目的は、外国人がイギリス領に居住する意思もないままに、イギリス国籍を理由に、単に通商上の利点を得ることを目的として帰化することを阻止することにあつた」ことは明らかである<sup>21)</sup>。このような内容をもつ本法については、「申請者が所定の期間イギリス領に居住し、そこに引き続き居住する意思を持たない場合には、帰化は認められるべきではないという、現代式の法の起源がここにみられる」<sup>22)</sup>、という評価がある。

21) J. Mervin Jones, *op. cit.*, n. 1), p. 76.

22) *Ibid.*

[31] 16 Geo. III, c. 52. (1776)

グレートブリテンのなかでスコットランドと呼ばれる地域において、国王陛下の出生による臣民について、その父もしくは母が外国人であることに限りなく、直系でも傍系でも、その被相続人の財産を相続することができることを宣言する法律

*An act to declare his Majesty's natural-born subjects inheritable to the estates of their ancestors, whether lineal or collateral, in that part of Great Britain called Scotland, notwithstanding their father or mother were aliens.*

11 & 12 Will. III, c. 6. [前出 [5]] が、出生による臣民については、その両親が外国人であったとしても、直系であれ傍系であれ、その被相続人の財産を相続しうるものとしたことは先に見た通りである。ここでこの法律が問題となったのは、それがスコットランドとの連合以前に、イングランド国会により制定されたという事実に起因している。すなわち、イングランド国会によって制定されたその法律の効果が、「コモン・ローの準則によれば、スコットランドにおいておこなわれるのか否かについて疑義が生じたため、相続に関わる当該原則が、連合王国の両構成部分においておこなわれることが合理的であり、そのような疑義は除去されるべきである」ということを明確化することが本法制定の目的である。

以上のような立法目的を果たすべく、本法は以下の点について規定している。すなわち、連合王国、その他の国王の領土もしくは植民地のすべての出生による臣民は、爾後スコットランドにおいて、父親および母親、父親もしくは母親、あるいはその他の被相続人が外国人であっても、直系であっても傍系であっても、法定相続人としてその遺産を相続することができる旨が規定されている。

なお第二条および第三条は、本法のもとにおける相続についての技術的な規定をおいている。



[32] 20 Geo. III, c. 20. (1780)

陛下の戦艦に勤務し、商船および他の貿易船に乗り組む海員および船員のより良い補充のための法律

*An act for the better supply of mariners and seamen to serve in his Majesty's ships of war, and on board merchant ships, and other trading ships and vessels.*

前文によれば、本法制定の目的は、「陛下の戦艦に勤務し、商船および他の貿易船に乗り組む海員および船員を一層補充する」ことである。その本法のなかで、国籍に関して規定しているのは第三条である。

それによれば、13 Geo. II, c. 3. [前出 [18]] の規定が、「現在の敵対行為の期間中、陛下の戦艦、もしくは（当該乗組みの時点で陛下の臣民の所有に属する）商船もしくはその他の貿易船、私略船に、当該法律が定める期間乗り組んだ者が、当該法律の効果により、グレートブリテン王国の陛下の臣民と見なされるのか否かについて疑義が生じた」というのが、この条文が定められた契機である。そこで、この疑義について明らかにするため、第三条は以下のように規定している。それによれば、先の戦争中および現在の敵対行為の期間中、一七七七年三月二十五日以降、二年間これらの船舶に誠実に乗組んでいたすべての外国人船員もしくは海員は、グレートブリテン王国の陛下の出生による臣民と見なされ、13 Geo. II, c. 3. [前出 [18]] が認めるすべての特権、権利、権限および能力を保有し享受するものとされる。

[33] 58 Geo. III, c. 97. (1818)

一定の場合を除いて、外国人が帰化すること、もしくは国籍取得者となることを、一八一九年三月二十五日まで防止するための法律

*An Act to prevent Aliens, until the Twenty fifth Day of March One thousand eight hundred and nineteen, from becoming naturalized, or being made or becoming Denizens, except in certain cases.*

本法は、「当分の間、下記の規定の場合を除いて、外国人が帰化すること、もしくは国籍取得者となることもしくは国籍取得者とされることを制限することが便宜である」ために制定されたものである。当該立法目的を果たすため、本法の制定以降、一八一九年三月二十五日まで、グレートブリテンおよびアイルランド連合王国国会の制定法による帰化、国王、その法定相続人およびその後継者による国籍賦与についての勅許状による場合を除いては、いかなる外国人についても、帰化による臣民となること、国籍取得者となること、あるいは帰化による臣民ないし国籍取得者が有する諸特権を付与されることを、本法は禁止している。

ただし、もし本法が制定されなかったならば、海員が陛下に奉仕することを奨励するため、アメリカにおける陛下のいずれかの植民地に定住する外国人新教徒の帰化のため、陛下の軍隊において服務したもしくは服務する外国人新教徒の帰化のため、漁業の奨励のため、それぞれ制定された各法律の効果によって取得される、あるいはされたであろう帰化もしくは国籍取得への権利については、本法の効果は及ばない旨の但書が置かれている。

なお、本法制定の要因としては、以下のような事実が存在していた。すなわち、フランス革命およびナポレオン戦争以来、イギリスにおいては外国人に対するいくつかの規制立法が制定されていたが、スコットランド銀行の株式を取得する結果として、あるいはダブリンやドロエダの自由市民としての資格を手に入れることの結果として、首尾よく帰化し、それによってこれらの外国人に対する規制を回避する者がいるということが下院で指摘された<sup>23)</sup>。本法は、当該事態に対応するべく、上記のような内容をもって制定されたものである<sup>24)</sup>。

[34] 59 Geo. III, c. 8. (1819)

外国人が帰化すること、もしくは国籍取得者となることを防止するための前

23) Hansard *Parliamentary Debates*, Vol. 38, cols. 1296-1307.

24) この間の経緯については、さらに参照、C. Parry, *op. cit.*, n. 4) .pp. 68-69.

会期の法律を、一定の場合を除いて、一八二〇年三月二十五日まで継続する法律

An Act to continue, until the Twenty fifth Day of *March* One thousand eight hundred and twenty, an Act of the last Session of Parliament, for preventing Aliens from becoming naturalized, or being made or becoming Denizens, except in certain cases.

本法は、前記の58 Geo.III,c.97.〔前出 [33]〕の「法律およびそこに含まれる規定が、当分の間継続されることが便宜である」ため制定されたものである。本法は、この58 Geo.III,c.97.〔前出 [33]〕およびそこに含まれる規定の効力が、一八一九年三月二十五日から一八二〇年三月二十五日まで継続される旨規定している。

[35] 1 Geo.IV,c.18. (1820)

前国王陛下治世第五十八年の、一定の場合を除いて、外国人が帰化すること、もしくは国籍取得者となることを防止するための法律を、さらに一八二十二年三月二十五日まで継続するための法律

An Act for further continuing, until the Twenty fifth Day of *March* One thousand eight hundred and twenty two, an Act of the Fifty eighth Year of His late Majesty, for preventing Aliens from becoming naturalized, or being made or becoming Denizens, except in certain Cases.

本法についても、「前述の法律〔前出 [33]〕およびそこに含まれる規定が、当分の間継続されることが便宜である」というのが、制定の理由である。本法は、58 Geo.III,c.97.〔前出 [33]〕およびそこに含まれる規定の効力が、一八二十二年三月二十五日まで継続される旨を規定している。

[36] 3 Geo.IV,c.15. (1822)

前国王陛下治世第五十八年の、一定の場合を除いて、外国人が帰化すること、もしくは国籍取得者となることを防止するための法律を、一八二十三年三月二十五日まで継続するための法律

An Act for further continuing, until the Twenty fifth Day of *March* One thousand eight hundred and twenty three, an Act of the Fifty eighth Year of His late Majesty, for preventing Aliens from becoming naturalized, or being made or becoming Denizens, except in certain Cases.

本法についても、「前述の法律〔前出 [33]〕およびそこに含まれる規定が、当分の間継続されることが便宜である」というのが、制定の理由である。本法は、58 Geo. III, c. 97. 〔前出 [33]〕およびそこに含まれる規定の効力が、一八二十三年三月二十五日まで継続される旨を規定している。

[37] 6 Geo. IV, c. 67. (1825)

ジェームズ一世陛下治世第七年に制定され、帰化する者、もしくは私権剥奪からの回復をする者はすべて、まず聖餐式を受け、さらに忠誠の宣誓および国王至上の宣誓をおこなうべきことを定める法律との表題を付された法律を改正し、修正する法律

An Act to alter and amend an Act passed in the Seventh Year of the Reign of His Majesty King *James* the First, intituled *An Act that all such as are to be naturalized or restored in Blood shall first receive the Sacrament of the Lord's Supper, and the Oath of Allegiance and the Oath of Supremacy.*

本法前文は、帰化に際しての聖餐式の受領、忠誠および国王至上の宣誓を義務づけていた 7 Jac. I, c. 2. 〔前出 [1]〕が、「改正され、修正されることが便宜である」ということを制定の理由としてあげている。当該立法目的を果たすために、本法はまず以下のように規定している。「本法の制定以降は、

帰化をする者もしくは私権剥奪からの回復をする者については、何人といえども、当該法律〔7 Jac. I, c.2.〕によって指示された聖餐式を受領する必要はないものとする」。

なお、第二条には私権剥奪からの回復に関わる手続についての規定が置かれている。

[38-1] 3 & 4 Vict, c.1. (1840)

ザックス・コーブルグ・ゴータのアルバート公殿下を帰化させるための法律案を国会に提出するための法律

An Act for exhibiting a Bill in this present Parliament for naturalizing His Serene Highness Prince *Albert of Saxe Coburg and Gotha*.

本法はその表題が示すとおり、ヴィクトリア女王の婚姻に際して、配偶者となるアルバート公を帰化させるための法律案を、国会に提出するための法律であり、王室関係者の外国人との婚姻に際してこれまで採られてきた手法を基本的に踏襲するものである。

本法前文は、制定の契機として以下の法律を挙げている。まず第一に、7 Jac. I, c.2.〔前出〔1〕〕が帰化法案提出の一ヶ月前までに聖餐式を受領し、当該帰化法案が第二読会にかけられる前に議院において国王至上および忠誠の宣誓をおこなうべきことを定めていたこと。第二に、1 Geo. I, Stat.2, c.4.〔前出〔13〕〕が、すべての帰化法案に所定の権利の保有について制限する文言を挿入すること、および当該文言を欠く法案を両議院は受領してはならない旨を各々規定していたこと。そして第三に、6 Geo. IV, c.67.〔前出〔38〕〕により、以後の帰化に際しては7 Jac. I, c.2.〔前出〔1〕〕により定められた聖餐式を受領が、帰化の要件からはずされたこと。

本法は、これらの来歴を踏まえて、アルバート公の帰化法案について1 Geo. I, Stat.2, c.4.〔前出〔13〕〕により挿入が求められている所定の文言を欠き、7 Jac. I, c.2.〔前出〔1〕〕により求められている宣誓を免除する帰化

法案が、今会期の国会に提出されるべきことを規定している。

[38-2] 3 & 4 Vict, c.2. (1840)

ザックス・コーブルグ・ゴータのアルバート公殿下の帰化のための法律

An Act for the Naturalization of His Serene Highness Prince *Albert* of *Saxe Coburg and Gotha*.

本法は、前の法律〔前出 [39-1]〕を受けて制定された、アルバート公を帰化させるための法律である。それによれば、「ザックス・コーブルク・ゴータのアルバート公殿下は、忠誠および国王至上の宣誓を大法官の面前においておこなった時、それと同時に、あらゆる意図および目的について、同殿下がこの王国 (Realm) において出生したかのように、…本王国 (Kingdom) の出生による臣民と思惟され、解され、評価されるものとする。なお、忠誠および国王至上の宣誓については、爾後大法官その執行の権限を有するものとする」ことが定められている。

また第二条では、忠誠および国王至上の宣誓が大法官の面前においておこなわれた場合には、直ちにそれを確認し、大法官裁判所に、当該事実についての書面による確認をさせるものとする旨が規定されている。なお、従来、この種類の法案に必ず挿入されていた、王室関係者の婚姻が「プロテスタント」の繁栄や利益に資するものである旨を明言する言葉がこの法律には見られなくなっている。